



平成 20 年 11 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社電業社機械製作所
代 表 者 名 代表取締役 渡邊 昌信
コ ー ド 番 号 6365 東証第二部
問 合 せ 先 執行役員管理本部副本部長
山本 昇
T E L (055) 975 - 8221

建設業法に基づく監督処分（営業停止処分）について

当社は、東京都が発注した下水道ポンプ設備工事に係る独占禁止法違反事件について、公正取引委員会より審決を受けたことに伴い、国土交通省関東地方整備局より平成 20 年 11 月 20 日付で、建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく下記の監督処分（営業停止処分）を受けました。

今回の監督処分により、関係各位にご迷惑をお掛けいたしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、この処分を厳粛に受け止め、引き続き法令遵守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

東京都の区域内における機械器具設置工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

2. 期間

平成 20 年 12 月 5 日から平成 20 年 12 月 19 日までの 15 日間

3. 業績に与える影響

今回の処分による平成 21 年 3 月期の業績への影響につきましては、平成 20 年 11 月 14 日の第 2 四半期決算発表時に公表いたしました業績予想数値に織り込んでおります。

以上